

## ニュースレター マレーシア移転価格の進展

2017年8月

For further information, please contact:

Adeline Wong  
Partner  
+603 2298 7880  
adeline.wong@wongpartners.com

Michael Nixon  
Director of Economics (Transfer  
Pricing)  
+65 6434 2535  
michael.nixon@bakermckenzie.com

Krystal Ng  
Senior Associate  
+603 2298 7937  
krystal.ng@wongpartners.com

Syn Joe Ong  
Associate  
+603 2299 6518  
synjoe.ong@wongpartners.com

Rhu Vern Ang  
Tax Manager  
+603 2299 6517  
rhuvern.ang@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせは  
鈴木または井上まで：  
鈴木 由衣 / Yui Suzuki  
Client Service Coordinator, Japan  
Practice  
+603 2299 6501  
yui.suzuki@wongpartners.com

井上 洋子 / Yoko Inoue  
Client Manager, Japan Practice  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com

2015 年後半、経済開発協力機構 (OECD) の税源侵食と利益移転 (BEPS) プロジェクトの 15 項目の課題に対する最終報告書が公表されました。その後、多くの国が BEPS の包括的な枠組み (IF) に参加しました。そして BEPS アジェンダへの参加を示すとともに、BEPS 参加国として最低限 4 つの「最低限実施すべき措置」を採用しています。マレーシアもそのような国の一つです。

納税者はこれがどのような意味を持ち、既存の構造やコンプライアンスにどのように影響を与えるのか、問題が発生した場合の対処について理解しようとしてきました。本ニュースレターは、これらの疑問について考え、ガイダンスを提示するものです。

### マレーシアの BEPS プロジェクトでの位置づけ

マレーシアは OECD 加盟国ではありませんが、OECD 政策を遵守しています。マレーシアにおける BEPS 採用の重要な計画行程は以下のとおりです：

January  
2016

- マレーシアが Multilateral Competent Authority Agreement (権限ある当局による多国間合意) ("MCAA") に署名

August  
2016

- マレーシアが BEPS 主導の支持と情報の自動交換化実施の Mutual Administrative Assistance in Tax Matters (税務行政執行共助条約) ("Convention") を公約

December  
2016

- 以下の規則を発表：
  - 2016年所得税規則 (国別報告書ルール) ("CbCR Rules")
  - 2016年所得税規則 (税務行政執行共助条約)
  - 2016年所得税規則 (国別報告書の自動的交換に関する多国間合意)

January  
2017

- マレーシアの第 2 財務大臣, Datuk Johari Abdul Ghani がパリの第 2 回 IF 会議でマレーシアの BEPS IF 参加を表明
- 続いて、2017年3月に OECD がマレーシアの BEPS Associate の参加を歓迎すると公式発表



この点に関して、マレーシアは MCAA や協議会への参加、BEPS 関連の問題に対処するための国内法やガイダンスの導入を通して、課税漏れの見方に積極的な役割を果たしています。

## 重要な義務

新しい国内法と内国歳入庁(IRB)によるマレーシア移転価格ガイドライン(2012年 TP ガイドライン)の更新により、多国籍企業がマレーシアの移転価格に注意を払い、順守することは賢明でしょう。

これらの義務は以下を含みます：

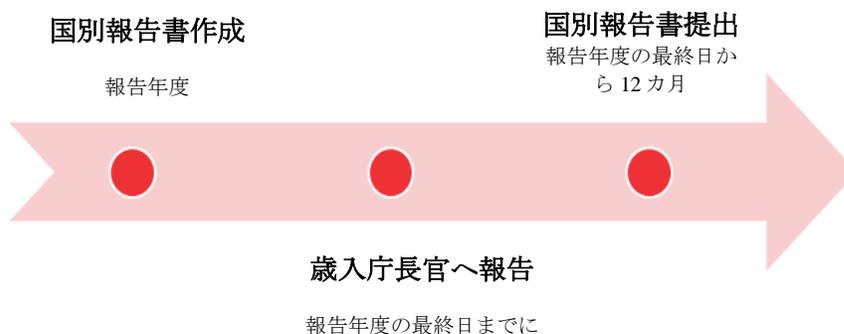
### (a) 国別報告書("CbCR")の作成と提出義務

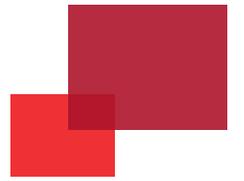
2017年1月に導入された国別報告書ルールは、特定の多国籍企業にマレーシアでの国別報告書作成と提出を義務付けています。

国別報告書ルールが適用される多国籍企業とは：

- (i) 構成事業体間のクロスボーダー取引がある；
- (ii) 報告年度の前年度の会計年度(FY)における総連結グループ売上高が最低 RM30 億以上である；
- (iii) 1965 年会社法(CA)に基づく究極持株会社があり、企業がマレーシアに所在している；
- (iv) 構成事業体が 1965 年会社法または成文法(Written law)、マレーシア国外の法律に基づき設立、もしくは登録されており、マレーシアに所在している。

国別報告書に関する重要な要件は以下にまとめられています：





- (i) 国別報告書は所定の形式で準備、提出もしくは XML 形式で電送される必要があります。まだ所定の形式は発表されていませんが、おそらく the OECD BEPS Action Item 13 on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting のフォーマットと同様のものと予想されます;
- (ii) 該当する多国籍企業は会計年度の最終日もしくはその前日までに、書面で歳入庁長官 (DGIR) に報告する必要があります。一方で多国籍企業の構成事業体が会計報告主体でない場合、構成事業体は歳入庁長官に書面にて報告主体の身元と税居在地を通知する必要があります;
- (iii) 該当する多国籍企業は会計年度の最終日から 12 ヶ月以内に国別報告書を提出する必要があります。

**(b) マスターファイル準備の要件**

国別報告書の作成を要する多国籍企業は、内国歳入庁から要求された場合に移転価格の書類とともにマスターファイルを提出する必要があるため、マスターファイルを作成する必要があります。

多国籍企業の親会社がグループのマスターファイルを作成する場合、マスターファイルのコピーと一緒にマレーシアの子会社の移転価格書類の提出が要求されます。

**(c) 改訂 2012 年 TP ガイドラインに基づく移転価格書類の作成**

さらに、内国歳入庁は 2012 年 TP ガイドラインが徐々に改訂され、いくつかの章がすでに変更され始めたことを発表しました。それにより、会社は現在の移転価格の書類を見直し新しい変更に沿っているかを確認すべきです。

**納税者にとって重要な意味とは**

追加で課せられた国別報告書とマスターファイル（多国籍企業が運営するすべての管轄における世界所得配分や納税額、経済活動に関する統計、管轄規模の情報）の提出に関する義務のほか、多国籍企業は税務コンプライアンス、バリューチェーン、運営体制、移転価格方針の見直しをして、事業運営の実体が移転価格方針と一致していることを確認することが重要です。

国別報告書は移転価格リスク（および潜在的な税源浸食、利益移転に関連するリスク）を高い基準で評価する目的に使用されることを意図していますが、税務監査と移転価格の論争が国別報告書に含まれる情報の交換に伴い増大すると思われます。国別報告書参加国として、マレーシアはグループの構成会社がマレーシアに所在する場合（および国別報告書作成基準が一致する場合）の他管轄区域で作成された国別報告書を受領することになります。この情報は監査に使用される可能性が高いと思われます。



税務当局が多国籍企業のグローバル事業とサプライチェーンへのアクセスと理解を深めている BEPS の環境下では、移転価格計画と文書化された価格政策が重要になっています。内国歳入庁による、積極的な税務および移転価格の監査を考えると、多国籍企業が早期に移転価格計画策定と文書作成に投資することが必要となっています。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur